

基本計画

Master Plan

- 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
- 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る
- 第3章 人・物・情報を高度につなげる
- 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

基本計画の各節の構成について

■現状と課題

社会背景を踏まえつつ、南丹市の現状と課題を記載しています。

■施策の方針

今後5年間の行政の取り組みを記載しています。

■私たち市民の取り組み

一人ひとりの市民、地域や学校、事業所が取り組むことを記載しています。

■みんなで出し合ったアイデア

計画策定の経過で、審議会、団体ヒアリング、パブリックコメントで出されたまちづくりに関する提案を記載しています（計画期間内に着手・実施できるものだけでなく、基本構想がめざす将来像に向けて長期的な視点で検討すべきものも含まれています）。

■ともにめざす目標指標について

施策と市民の取り組みを進めることで達成をめざす数値目標を各章末尾に記載しています。

※現況年度における「H19」については、計画策定時点の状況です。

第1章 生涯充実して 暮らせる都市を創る

- 1 安心して子育てできるまちをめざす
- 2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる
- 3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる
- 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
- 5 ふるさとで働ける場をふやす

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

1 安心して子育て できるまちをめざす

現状と課題

- 本市では急速な少子化が進んでおり、一方では核家族化や女性の社会進出などによって結婚や出産、子育てに対する考え方や環境が、全国の傾向と同様に大きく変わってきています。こうした中、次世代を担う子どもを安心して産み育てられるよう、すべての市民が子育てを取り巻く環境を理解し、地域全体で子育てを支援するまちづくりが求められています。このことによって、定住人口の増加や少子化に歯止めをかけることができ、将来の市の活力が生み出されていくといえます。
- 本市は、このような課題認識に立って、これまで各種の子育て支援策に取り組んできました。とりわけ若い世帯への経済的な支援や、共働き世帯への子育て支援を重要課題と位置づけ、医療費の助成など国・府の制度に加えて市独自の取り組みを進めています。
- しかしながら、子育てをめぐる分野と課題は多岐にわたっており、居住環境や保育といった条件整備をはじめ、妊娠・出産における保健及び医療の充実、男女共同参画の視点に立った家庭づくりへの支援や父親の育児参加の促進、子育てに配慮した就労環境整備、子どもの心身の健やかな成長のための家庭の教育力の向上や学校教育との連携などが欠かせません。
- このため、0歳児から高校生に至るまで、とぎれることなく、健やかな成長を支援する本市の子育て支援策を活かし、今後も「子育てしやすいまち南丹」をめざして、市民と行政が協働してさらなる充実を図る必要があります。
- このような多岐にわたる課題のうち、子育て家庭の相談・交流にかかる取り組みとして、園部幼稚園に隣接する子育てすこやかセンターでは、0歳児から就学前までの子育て相談・情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成などを行っています。今後は、他の八木、日吉、美山の各地域に同様の機能を持つ子育て支

援センターを設置しながら、地域の経験豊富な人材の参加と協力のもとに、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進していく必要があります。また、親子が気軽に集える「子育て広場」の事業も、巡回方式によって市内各所で実施していますが、この取り組みをさらに拡充し、より身近な事業とすることが求められています。

- 近年は児童虐待が社会問題となっており、虐待の発見及び迅速な保護などの対応もさることながら、虐待の背景にある親の孤立やストレスについてもきめ細かな相談などを進め、未然防止を図る必要があります。
- また、保育については、市内11カ所の保育所において、保護者が仕事などのために家庭で保育できない児童の保育を行っており、通常保育以外に、延長保育・一時保育を実施しています。あわせて、保護者の病気などにより一時的に保育が困難な保護者への子育てサポーター派遣事業を行っています。しかし、多様化する保育ニーズに対応するため、今後は、休日や夜間、短時間の預かりや発病時に対応した事業などの検討も加え、いっそうの保育サービスの充実を図る必要があります。
- 2歳児の親子通園事業として園部幼稚園で実施しているすこやか学園については、対象地域が広がったことや、早い時期から集団に参加させたいという希望などから入園希望者が増加しており、「子育て、親育ち」の場として対応できるよう体制を充実していく必要があります。
- 幼稚園の預かり保育については、必要なときにいつでも利用できるため、保護者のニーズは高く、今後もその充実を図る必要があります。
- 市内2カ所の幼稚園については、保育室不足など環境面での課題や、年齢・発達に応じた定数の見直しの課題があり、体制の充実を図る必要があります。
- 市内6カ所の放課後児童クラブについては、核家族化の進行や共働き家庭の増加の中で、子どもたちが健やかに育つためにますます重要となっており、国が提唱している「放課後子どもプラン」の動向を踏まえながら、充実を図る必要があります。

■ 保育所の状況 (11カ所)

単位:人

区分	保育所職員数	園児数				
		総数	3歳未満	3歳	4歳	5歳
合計	61(正職員) 37(嘱託職員) 40(臨時職員)	582	153	136	148	145

子育て支援課(平成19年4月1日現在)

■ 幼稚園の状況 (2カ所)

区分	幼稚園職員数(人)	学級数(級)	園児数(人)
合計	21(正職員) 2(嘱託職員) 3(臨時職員)	10	280

学校教育課(平成19年5月1日現在)

■ 放課後児童クラブの状況 (6カ所)

単位:人

区分	登録児童数				
	総数	1年生	2年生	3年生	4年生以上
合計	151	57	45	46	3

子育て支援課(平成19年4月1日現在)

施策の方針

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり

- ◎ 市内各要所に子育て支援センターを設置するとともに、関係機関との連携を強化します。これによって子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成などを進め、地域全体の子育て力の向上を図ります。
- ◎ 子育て中の親と子が気軽に集い、子育てについての悩みや相談も専門職員に気軽にできる「子育て広場」の事業を市内各要所に拡充します。
- ◎ 地域の経験豊富な人材やつながりを活用して、地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進するため、育児支援を受けたい市民と支援ができる市民を結ぶ登録制度を構築し、拠点となるファミリーサポートセンターを開設します。
- ◎ 親の孤立を防ぎ、過度なストレスや悩みを受け止められる仕組みを築きます。

(2) 子育て世帯への経済的支援の推進

- ◎ 若い子育て世帯への経済的な支援として、国の制度に加えて、各種祝金や手当など市独自の施策を進めます。
- ◎ 安心して子どもを育てられる環境を整えるため、市独自の医療費助成を行います。

(3) 多様な保育の推進

- ◎ 共働き家庭が増加する中、子育て世帯を支援する保育サービスの充実を図ります。
- ◎ 子どもたちの社会性や自主性を育む環境づくりに努めます。
- ◎ 通常保育において、延長保育の充実を図ります。
- ◎ 夜間保育や休日保育の実施を検討します。
- ◎ 一時的な保育や緊急時における保育などのニーズに対応し、一時保育や特定保育の充実を図ります。また、病後児保育の実施を検討します。

(4) 就学前教育の充実

- ◎ 幼稚園・すこやか学園が、さまざまな人とのつながりを通じて、子が育ち親が育っていく場となるよう体制の充実を図り、家庭や地域との連携を深めながら、家庭や地域の教育力を高めていく取り組みを進めます。
- ◎ 親に対してどんな支援が必要なのかを見極めながら、預かり保育の充実を図ります。

(5) 放課後の子どもの育成の場づくり

- ◎ 「放課後子どもプラン」の動向を踏まえながら、「放課後児童クラブ」の推進により、保護者の就労などで放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援します。

(6) 多様な支援の一体的な推進

- ◎ 「南丹市次世代育成支援行動計画」に基づき、経済的支援や相談支援、保育に加え、ゆとりある家庭づくりをめざし、親への助言・啓発、妊娠・出産における保健・医療体制の充実、就学前及び学校教育と家庭教育の連携強化、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる安全対策などの施策を進めます。また、これらの推進にあたっては、次世代育成支援という視点に立って、行政、地域、企業との連携を図ります。

私たち市民の取り組み

- 子育てをみんなで応援する地域を築こう。
- 家事や育児において、男女がともに協力しよう。
- 経験を活かして、積極的に子育てボランティアやファミリーサポートセンターに登録しよう。また、子育て期の保護者は、こうした市民の助け合い活動を活用しよう。
- 子育て中の就労者に配慮した職場環境をつくっていこう。また男女に関わらず、育児休業がとりやすい職場をめざそう。

みんなで出した

アイデア



- ◎市の特徴である、就学前から始まり、とぎれることのない一貫した子育て支援を活かす。
- ◎子どもの発病時に対応した保育について病院などを活用して実施する。

2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

現状と課題

- 本市には、幼稚園2園、小学校17校、中学校4校があります。児童生徒数は減少傾向で、小学校では50人未満の学校もあり、複式学級実施校が増加する中で学校規模の適正化と適正配置が大きな課題となっています。
- 自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを培う「確かな学力」の育成は今後とも重要な課題です。基礎・基本の定着と、自ら学び考え行動できる「生きる力」を育成するため（京都式）少人数教育を今後も継続していく必要があります。
- 本市の特徴ある教育として、小学校英語活動や学校読書活動などがあります。小学校英語活動については、市内すべての小学校にALT（外国語指導助手）を派遣しており、中学校の英語教育と関連させながら進めています。学校読書活動については、市内全小・中学校に学校図書館指導員を配置し、子どもたちの読書の広がりや深まりをめざしています。今後も子どもたちの表現力・国語力・創造力を豊かなものにするため充実を図る必要があります。
- 小・中学校の建物については、築40年以上と老朽化しているものや、旧耐震基準によるものもあり、良好な教育環境を確保するとともに非常災害に備え耐震強化を図るため、必要に応じて順次、改築・改修をする必要があります。
- 小・中学校における情報通信基盤については、良好な情報教育を進める上で不十分な環境も残されており、今後、超高速インターネット環境や校内LAN（ローカルエリアネットワーク）などの整備が必要です。
- 学校教育法の改正に伴い、小・中学校において、発達障がいのある児童も含めて、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じた特別支援教育の充実が必要であり、そのための研修や人員の配置・養成など体制づくりの強化が必要です。

- 遠距離の通学を必要とする児童生徒に対して通学に要する費用の一部を補助していますが、今後もこれを継続するとともに、利用しやすいスクールバスの運行を図る必要があります。
- 美山地域では、山村留学事業を実施しており、豊かな自然環境の中で留学児童が生き生きとした生活を送り、地域の児童にとっても生活文化の交流が図られ教育の活性化が促されています。今後も、小規模校の教育の充実と地域の活性化につながるよう推進が必要です。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、保幼小連携推進事業を行っています。就学時における課題が増加する状況にあり、就学前教育の充実を図る必要があります。また、保・幼・小・中の一貫教育として成果を挙げるため、今後とも事業継続と支援が必要です。

■ 小学校の状況

学校数 (校)	教員数 (人)	学級数 (級)	児童数 (人)						
			計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
17	216	110	1,857	277	282	340	302	347	309

学校教育課(平成19年5月1日現在)

■ 中学校の状況

学校数 (校)	教員数 (人)	学級数 (級)	生徒数 (人)			
			計	1年生	2年生	3年生
4	92	37	995	330	307	358

学校教育課(平成19年5月1日現在)

施策の方針

(1) 学校規模の適正化

- ◎ 子どもたちの発達にとってよりよい教育環境での学びを基本に、児童・生徒数の状況に合わせ、学校規模の適正化と適正配置についての検討を進めます。

(2) 学校教育の充実

- ◎ 少人数教育などを進め、知識や理解力を育むことはもとより、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」を育成します。そのため、個に応じたきめ細かい指導を進め授業改善や指導方法の工夫改善を図ります。
- ◎ 国際理解教育を進め、小学校英語活動を全市で取り組み、中学校英語教育につなげます。
- ◎ 「いつでも児童・生徒が利用できる学校図書館」をめざし、市内全小・中学校に学校図書館指導員を配置するとともに、各年齢に応じて本に親しむ環境づくりを進め、読書活動を推進します。
- ◎ 発達障がいを含めて、障がいのある幼児・児童・生徒に対応できる教育体制を整えるため、特別支援教育コーディネーターの配置など特別支援教育体制の充実を図ります。
- ◎ 山村留学を通じて、異なる環境で育った児童がともに学校生活を送ることにより、お互いの感覚や考え方を学びあう教育を推進します。
- ◎ 人権教育や道徳教育及び体験活動などを充実させ、自他の生命を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな心を持ち、たくましく生きる力を育成する「心の教育」を推進します。

(3) 学習施設と設備の整備

- ◎ 老朽化した学校施設の改築・改修を計画的に進めます。また、耐震診断結果及び学識経験者との協議に基づく耐震補強を順次進めます。
- ◎ 学校教育における情報通信基盤として、すべての学校に超高速インターネット環境を整備します。また、必要なパソコンの設置や校内LANの整備を順次進め、十分に活用できるよう、教職員の操作技能の向上を図ります。

(4) 通学支援

- ◎ 遠距離通学の児童・生徒への通学補助などの支援を行うとともに、安全確保の目的も含めたスクールバスの運行に努めます。
- ◎ 地域住民とともに、通学時に事故、犯罪、野生動物などから児童・生徒を守る安全対策に努めます。

(5) 保育所・幼稚園・小中学校の連携強化

- ◎ 子どもの発達や学びの連続性を大切にするため、保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図り、さらに小学校を接点として、中学校との連携強化も進めます。
- ◎ 認定こども園の設置に関する検討を進めます。

私たち市民の取り組み

- 家庭や地域でも、学校や教育について話し合おう。
- 知識と経験を活かして、小学校の総合学習などに協力しよう。
- 地域の子どもの名前と顔を覚え、登下校時などに見守る地域をつくろう。

みんなで出した



- ◎ 団塊の世代など地域の人材を活用して、学校と地域社会が連携する。
- ◎ 地元の良いところを知る学習をして、若者たちの定住を図る。
- ◎ 「幼保一元化」について今後検討していく。

3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

現状と課題

- 市民一人ひとりが心豊かに充実した生活を送っていくためには、生涯にわたって、自ら学び、自己を高め、さらに学んだ成果を社会で活かす生涯学習社会が求められています。
- 本市では、公民館、図書館（1館3室）などの生涯学習施設を中心として、市民の自発的な学習の促進に努めています。また、生涯学習推進組織の育成や学習機会の提供として、各種社会教育団体の育成・支援や、家庭教育支援事業、青少年活動事業、高齢者対象事業などを行っています。
- 今後、生涯学習社会の実現に向けて、地域の実態や伝統を大切にしながら、多様な学習機会や情報の提供、学習環境の総合的な整備・充実などに努め、生涯にわたって学び、活かす生涯学習を支援する体制づくりが必要です。
- 一方、生涯スポーツについては、体育協会・体育指導委員会を中心に競技団体や地域体育振興会、スポーツ少年団などによる活動があり、地域や各競技での生涯スポーツの取り組みも広がりつつあります。地域における生涯スポーツ活動としては、日吉地域と八木地域に総合型地域スポーツクラブが設立され、誰もが気軽に参加できる活動が進められています。
- 今後は、さらに市民が利用しやすい施設の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成や各種スポーツ活動の振興、指導者の育成など、「誰もが」「いつでも」「身近に」「生涯にわたって」スポーツを楽しめるまちづくりをめざす必要があります。
- 豊かな心と人間性を育み、より充実した生活を楽しめるよう、文化芸術の振興を図る必要があります。

施策の方針

(1) 生涯学習拠点施設の充実

- ◎ 公民館、図書館などの充実を図るとともに、多様な学習講座の開催など学習機会の提供を進め、市民の自発的な学習活動への参加を促進します。

(2) 生涯学習推進組織の育成強化

- ◎ 地域社会の形成や学習機会の拡充の上で重要な役割を担っている社会教育関係団体の自主的な学習活動を育成・支援するため、相談への適切な対応や情報提供などを進めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ◎ より活発なスポーツ・レクリエーション活動に対応できるよう、各スポーツ施設・設備の整備・充実とその有効利用を進めます。
- ◎ 利用者にとって、より使いやすい施設となるよう駐車場やトイレなどのきめ細かな改善を進めます。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ◎ 健康で生き生きとした暮らしにつながるよう、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動の振興と普及に努めます。
- ◎ ジュニアスポーツの振興や優れた選手の育成と強化を目的とした競技スポーツの振興を図ります。
- ◎ 競技団体・学校・地域の連携を図り、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成を進めます。
- ◎ これらスポーツ活動の発展のために、指導者の育成に努めます。

(5) 文化芸術の振興

- ◎ 文化芸術にふれる機会や自ら創造する楽しみを通じて、豊かな心や人間性を育み、日々の暮らしにうらおいが生まれるよう、文化芸術の振興を図ります。

私たち市民の取り組み

- 自分を高めるため、生涯にわたって学びの姿勢をもとう。
- 学んだことを地域のまちづくりに活かそう。
- 技能や経験を活かし、スポーツ活動の指導者として地域に貢献しよう。

みんなで出し合った

アイデア



◎スポーツ・レクリエーション施設は、利用者に配慮し、駐車場、トイレなどの改善も進める。

4 医・食・住の充実と 高齢者や障がいの ある人の自立を支援する

現状と課題

健康づくりへの支援

- およそ80年という長い生涯において健康を保つためには、病気になる前に健康を維持・増進し、発病を予防することや、生活の質を高めながら、心身とも充足した状態を維持することが重要です。このため、本市では、個人や地域の健康増進や介護予防の取り組みを支援しています。
- 市内4カ所の保健センターを中心に、乳幼児や成人を対象として、健康診査、各種検診、訪問指導、健康相談、健康教育などを実施しています。また、子育て支援や介護予防のためのリハビリテーションなど年齢層に応じた多様な取り組みを進めています。
- 平成20年4月の医療制度改正により、生活習慣病の予防の徹底を図るため、40～74歳までの被保険者及び被扶養者に対し特定健診・特定保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられます。このため、特定健診・特定保健指導にかかる体制づくりと、医療費の適正化を図る施策が必要となります。

医・食・住の充実

- 管内の医療機関については、公立南丹病院、明治鍼灸大学附属病院のほか、直営診療所（1カ所）、公設民営診療所（4カ所）、民間の医療機関があり、市民の安心と健康を支えています。
- 医療機関へのアクセスに不安がある地域や、医師確保に困窮している地域もあることから、管内医療機関との連携を密にして、地域医療を充実させるための対策を講じる必要があります。

- BSE（牛海綿状脳症）、鳥インフルエンザや食品の残留農薬問題などに伴い、食の安全についての関心が高まっている中、豊かな農産物を生産する地域の特性を活かし、市民の安全・安心な食の確保に向けた取り組みが必要です。また、食習慣は、豊かな人間形成の上でも重要であり、関係団体や市の連携のもとに、食育を推進する必要があります。
- 定住の基盤となる住宅の供給は重要課題です。公営住宅については、老朽化した住宅が多く、今後計画的に建て替えを進める中で、バリアフリー化や若者定住につながる活用方法も検討する必要があります。また、駅前土地区画整理事業の推進や、若者の住宅取得への各種支援策の充実を図る必要があります。

高齢者や障がいのある人の自立支援

- 本市は、高齢化が進行している地域が多く、高齢者がいつまでも健康で、安心して暮らせるための保健・医療・福祉の連携が求められます。しかし、地域によって社会資源の格差があるため、サービス提供量などの不足にもつながっており、今後、このような格差解消を図っていく必要があります。
- 介護保険については、平成18年度より介護予防を重視したシステムへ転換され、介護予防や重度化防止のための事業が介護保険制度の中に位置づけられました。さらに、身近な地域に密着したサービスが展開しやすい新たなサービス体系が制度に組み込まれたことから、今後は地域の特性に応じ、より適切かつ効果的なサービスの確保と提供を図る必要があります。
- 障がいのある人の自立支援については、平成18年度より自立支援給付が始まりました。この制度は、従来の支援の仕組みから大きく変わり、身体障がい・知的障がい・精神障がいの支援を共通とした上で、働きたいと願う障がいのある人の就労支援の強化、入所・入院中の障がいのある人の地域生活移行の推進をめざしています。また、同制度では原則的にサービス利用者の自己負担があり、このことなどから本人や家族の不安が生じています。さらにこれまでどおり施設での生活を希望するサービス利用者、地域生活への移行や就労の希望が果たせない障がいのある人などへの具体的な対応が必要となっています。今後は、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、ニーズに対応しながら各地域のサービス基盤の整備や、福祉施設への支援、一般企業への働きかけなどの支援体制を強化する必要があります。

●高齢者や障がいのある人が積極的に社会参加できるまちづくりは、地域の活性化にもつながるものであり、社会参加しやすい環境整備や受け皿づくりに取り組む必要があります。

●あらゆる人が地域で安心して生活できるためには、社会福祉の諸制度だけでなく、そこに暮らす地域住民の力が不可欠です。このため、すべての人が、自分らしくお互いに安心して暮らせるよう、市民・事業者・行政の連携のもとに地域福祉を推進する必要があります。

■医療施設の状況

保健所	医療施設数					医療従事者(人)		
	病院	病床数	診療所	病床数	歯科診療所	医師	歯科医師	薬剤師
1	3	638	38	36	13	119	19	50

※資料:「平成17年医療施設調査(静態調査・動態調査)病院年報」「平成16年保健福祉統計年報」
医療施設数は平成17年10月1日現在。医療従事者数は平成16年12月31日現在。

■被保険者数及び要介護認定者数の状況

第1号被保険者		単位:人	
		9,920	
65~74歳		4,588	
75歳以上		5,332	
要介護認定者		人数	構成比
要介護認定者 計		1,592 (35)	100.0%
要支援1		221 (1)	13.9%
要支援2		169 (6)	10.6%
要介護1		237 (3)	14.9%
要介護2		306 (5)	19.2%
要介護3		254 (9)	15.9%
要介護4		240 (8)	15.1%
要介護5		165 (3)	10.4%

資料:「介護保険事業状況報告」(高齢福祉課・平成19年4月30日現在)
要介護認定者数の()内は、第2号被保険者(40~64歳)の数。

■障害者手帳所持者の状況

計	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
3,191	2,762	293	136

社会福祉課(平成19年3月31日現在)

■公営住宅の状況

種別	団地数	戸数
公営住宅	17	275
特定公共賃貸住宅	4	27
改良住宅	1	26
特定目的住宅	—	14
府営住宅	1	24
計	23	366

※府営住宅=京都府から管理代行により管理している団地住宅課(平成19年3月31日現在)

施策の方針

(1) 市民の健康づくりへの支援

- ◎市民が生涯を通じて自主的に健康づくりに取り組み、健康づくり活動や介護予防の取り組みが集落単位で活発に行われるよう、健康づくりに関する計画を策定するとともに、住民リーダーの育成や活動への支援を行います。
- ◎軽運動やスポーツ、リハビリテーション、料理教室などができる施設の有効活用を図ります。
- ◎妊娠時期・乳幼児期から誰もが健やかに成長発達できるよう、乳幼児健診や相談事業、子育て教室などの充実を図ります。
- ◎新たな健診・保健指導の制度において、生活習慣病予防を図るため、健康診査と保健指導の強化を図ります。また、健康教室、健康相談の充実を図るとともに、市民の健康意識を高め、健康診査の受診率向上に努めます。
- ◎転倒予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。
- ◎各がん検診の受診率の向上に努めます。

(2) 地域医療の充実

- ◎ 市内各医療機関との連携や市の医療施設の体制充実、地域特性に配慮した交通アクセスの確保などによって、安心して適切な医療が受けられる地域医療体制の確保を図ります。
- ◎ 疾病の予防から早期発見、早期治療、リハビリテーションに至るまで、市民の健康の保持・増進を支援する総合的な保健・医療体制をめざします。
- ◎ 情報基盤などの活用も視野に入れ、身近な地域で安心できる在宅医療の充実を図ります。

(3) 食育及び食の安全確保

- ◎ 保育所・幼稚園・小学校と家庭との連携のもとに、児童・生徒の健全な成長を育む食育を推進します。
- ◎ 保健及び社会教育事業や市民活動によって、食育を進め、市民や生産者に、食文化の伝統や食を通じた健康づくり、食の安全性、環境と調和のとれた農林漁業について、それぞれの立場で考え、連携して行動することを促します。
- ◎ 環境に配慮した循環型農業の推進、地域の農産物を地域で消費する地産地消の推進などによって、食の安全確保を図ります。

(4) 若者定住へ向けた住環境の整備

- ◎ 市内外の若者のニーズを踏まえ、住宅取得に対する各種支援策の充実を図るとともに、土地区画整理事業の推進、公営住宅の建て替えなど、住宅の供給を進めます。
- ◎ 公営住宅の改修や住宅改修サービスなどの周知により住環境のバリアフリー化を進めます。
- ◎ 定住を促進するための情報発信を積極的に行うとともに、定住に関する相談ができる窓口の設置を図ります。

(5) 高齢者が安心して暮らせる自立支援

- ◎ 高齢者がいつまでも健康で暮らせるよう、介護予防に関する啓発や認知症予防・閉じこもり予防をはじめとする地域支援事業を進めます。
- ◎ 要支援者と認定された高齢者の生活機能向上を図る介護予防給付の実施を進めます。

- ◎ 各地域のサービス基盤の格差解消を図りながら、保健・医療・福祉の連携により、生活支援を必要とする高齢者や介護者に対するサービスの整備を図ります。
- ◎ 介護を必要とするようになって、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるように、新たなサービス体系のもとに介護保険の円滑な運営を進めます。

(6) 障がいのある人が安心して暮らせる自立支援

- ◎ 障がいの早期発見と早期の適切な療育を今後いっそう充実させます。また、療育施設の拡充を図ります。
- ◎ 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立支援のための介護や就労支援、日中活動の場や居住の場について、ニーズに対応しながら各地域のサービス基盤の整備を進めます。また、各地域のサービスを補完できるように、移動手段の確保に努めます。
- ◎ 障がいのある人が安心して生活できるよう、医療費助成の充実を図ります。
- ◎ 個々の障がいの状態やライフステージに応じて、障がいのある人の自立をサポートできる人材確保と体制づくりをめざします。

(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進

- ◎ 団塊の世代をはじめ、高齢者の豊富な知識・経験・技能を活かせるよう、就労や地域づくりなどにおける社会参加を促進します。
- ◎ 高齢者が生きがいを感じながら、収入を得ることができるよう、農林業などの産業支援や就労支援対策を進めます。
- ◎ 障がいのある人が、障がいの特性や度合いに応じた社会参加が果たせるよう支援を進め、特に就労について、府の支援事業、福祉施設や企業と連携した取り組みを進めます。
- ◎ 障がいのある人の地域での活動を促進します。
- ◎ これら社会参加を支援するための移動手段の確保について、市民と行政の協働で取り組みます。

(8) 安心と支え合いの仕組みづくり

- ◎ 市民の身近な生活の場である地域において、お互いに安心して暮らせるよう、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、助けあう地域福祉を推進します。また、そのために、ノーマライゼーションの考えを掲げ、福祉や支援が必要な人々への理解が地域社会全体で深まるよう啓発を進めます。
- ◎ 困りごとを抱えたまま孤立する人がないように、市民や事業者、行政関係者が連携して、地域における相談・支援体制を築いていきます。
- ◎ 要介護者の状態や障がいの状況などに応じて、専門的に対応できる相談窓口の充実を図るとともに、サービス事業者や市民団体と連携した地域ケア体制を確立します。
- ◎ 自己判断が難しい高齢者や障がいのある人のさまざまな権利を守るため、成年後見制度や権利擁護事業の周知を図り、これらの活用を促します。
- ◎ 公共施設のバリアフリー化を順次進めます。また駅舎、駅周辺やバス車両の整備・確保において交通バリアフリーを関係機関とともに進めます。さらに、民間施設においても、一定規模の商業施設や金融機関など公益性の高い施設についてバリアフリー化を促します。

私たち市民の取り組み

- 定期的に健診を受診し、健康づくりに努めよう。
- 隣近所での声かけをし、高齢者などが閉じこもらないようにしよう。
- 障がいや認知症に関する正しい理解を深めよう。
- 介護保険制度や各種福祉サービスについて日頃から知っておこう。
- 一人ひとりができる方法で、地域の支え合いやボランティア活動に参加しよう。

みんなで出し合った



- ◎ 双方向の情報通信基盤を医療の分野に活用する。
- ◎ 発達に応じた療育環境の充実が必要。
- ◎ 発達障がいなどに対する相談支援体制を充実させる。
- ◎ 小・中学校、高校、大学・専門学校などの若者の福祉ボランティアを開拓し、活用する。
- ◎ 障がいのある人の自立、就労は本当に深刻な問題であるため、共同作業所や企業の取り組みをしっかりと位置づける。

5 ふるさとで働ける場をふやす

現状と課題

- 本市には、30社近い誘致企業が立地し、正社員・パート合わせて2,500人を超える雇用があります。しかし、多くの従業者が市外からの通勤者となっており、就業者の実態やニーズを企業との連携によって把握した上で、定住の条件整備を図る必要があります。また、地域雇用を促進するとともに、新たな企業誘致や起業支援に努めていく必要があります。
- 新たな生活文化の創造と産業の活性化をめざす新産業拠点として「京都新光悦村」の造成工事が完成し、企業の立地が進んでいますが、引き続き積極的な企業誘致を推進する必要があります。
- これに加えて適地における工業用地の整備を進め、雇用の場の確保や定住促進に加えて、市の財政を支える産業の基盤を整備していく必要があります。
- 市内に立地する学校を交えて、産学官の連携を深めながら、新たな時代に対応してビジネスチャンスをひらこうとする起業を支援する必要があります。
- 一方、農林業や地元商工業についても、安定性や収益性の高い仕事となるよう支援を進めるとともに、Uターン者や新たな転入者などの就業を促進する取り組みが必要です。

工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額の状況

事業所数(件)	従業者数(人)	製造品出荷額等(百万円)
120	2,859	73,857

資料:平成17年工業統計調査

施策の方針

(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大

- ◎ 京都新光悦村において、若い職人の育成や伝統的な素材・技術または意匠の新分野への活用、先端技術との融合による新市場の開拓などをめざす企業などの誘致を推進します。
- ◎ 京都新光悦村への企業進出による産業の振興、定住人口の増加、雇用の創出、新たな文化の創出、市の知名度の向上などの波及効果がより拡大するよう、市の活性化を担う取り組みとして庁内の連携及び商工団体などとの連携を強化し、一体となった取り組みを進めます。
- ◎ 市内観光資源との連携によって、京都新光悦村を体験型の観光施設としての利用を検討します。

(2) 工業用地の整備と企業誘致の推進

- ◎ 雇用の場の確保や定住促進に加えて、市の財政を支える産業の基盤を整備するため、市の特性を活かした工業用地の整備に努めます。
- ◎ 地元新規雇用にかかる企業への支援に努めます。

(3) 起業支援の推進

- ◎ 産学官の連携を深め、市内の大学等を卒業した人が工芸などの起業をしやすいよう、その支援に努めます。
- ◎ 地域のニーズに対応して福祉や環境保全など各分野で可能性のあるコミュニティビジネスなどの起業支援に努めます。
- ◎ 地域の人材や活力を活かした経済発展を促すため、商工会などが行う起業支援や商工業者への活性化の取り組みを支援します。

(4) 就労と定住のための支援

- ◎ 市内で働きたいというニーズに対応し、市内の企業、職業安定所などとの連携によって、あっせんが図れる仕組みづくりを進めます。
- ◎ 農林業や地元商工業が本市の「働く場」としていっそう拡大するよう支援するとともに、各種団体と連携してこれらへの就労あっせんの仕組みを構築します。

- ◎ 市内の就労者が本市に定住できるよう、実態やニーズを把握した上で、企業や地域とともに長期就労や定住を促すための対策を検討します。
- ◎ 子育て家庭の就労を支援する保育などのサービスを充実させます。
- ◎ シルバー人材センターによる高齢者の就労機会の拡充を促し、生涯元気で働けるまちづくりを進めます。

私たち市民の取り組み

- ◎ 地域に貢献する進出企業や起業家を応援しよう。
- ◎ 地元雇用を進め、働く場と定住環境の両面が整った活気あるまちをつくろう。

みんなで出合った



- ◎ 市内の大学等を卒業した人が定住するためにも、工芸などの仕事ができる環境が必要。
- ◎ 京都新光悦村への企業誘致は、現在ほぼ順調に進んでいる。この事業によって、南丹市に広がる可能性や方向性などを計画に示す。

ともにめざす目標指標

基本計画

区分	指標名	現況	年度	目標	年度	備考
1 安心して子育てできるまちをめざす	地域子育て支援センターの設置	1カ所	H19	⇒ 4カ所	H24	
2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる	改修済の幼稚園、小・中学校施設数の増加	0園 10校	H19	⇒ 2園 15校	H24	全2園、21校
3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる	文化サークル数	154団体	H18	⇒ 160団体	H24	
	総合型地域スポーツクラブ数	2クラブ	H18	⇒ 4クラブ	H24	
4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する	地域福祉ボランティア活動に参加する人の増加	1,427人	H18	⇒ 1,600人	H24	
5 ふるさどで働ける場をふやす	市内で働く従業者数の増加	11,504人	H17	⇒ 12,000人	H22	(国勢調査) 目標年次は国勢調査 実施年